

令和3年第5回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和3年5月25日(火) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後3時05分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	なし		傍聴者数	なし		
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	高宮 和浩	欠	9	松本 由紀子	○	推4	佐藤 文雄	○
	2	高柳 義信	○	10	清水 武	○	推5	—	—
	3	高田 英夫	○	11	中井 健一	○	推6	新井 英雄	欠
	4	須川 朋和	欠	12	野村 清太郎	○	推7	秋山 政治	○
	5	野村 千江子	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	高橋 栄一	○
	6	坂本 等	○	推1	進藤 誠一	○	推9	岩崎 喜久夫	○
	7	長谷川 隆	○	推2	木口 和久	○	推10	高橋 八夫	○
	8	萩原 康広	○	推3	四方田 芳泰	○	推11	町田 貴	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和3年第5回業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名中11名の出席です。過半数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、11番 中井健一 委員、2番 高柳義信 委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第12号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第12号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分） を議題とします。 事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請地につきましては、四軒在家地内にあります〇〇の南東およそ70mの位置にあります。詳しくは議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 受人は水稻、露地野菜、ウメ、柿、柚子を栽培しており、トラクター、田植機、軽トラック、耕うん機をそれぞれ1台ずつ所有しているとのことです。 申請地は受人の兄である渡人の夫が所有しておりましたが、相続で渡人の所有地となりました。渡人の住まいは遠方にあり、耕作できないため受人に譲りたいとのことです。申請地は受人の所有地と隣接しており、農作業の効率化も期待できると思われます。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>なお、3条の許可要件では、受人は所有する農地すべてを適正に管理している必要がありますが、受人が所有する農地の一つで、隣接する事業所に相対で賃借し、鉄板を敷いて使用している場所がありましたので、違反を指摘し原状回復を指導しました。先日現地を確認したところ、すでに是正を終えておりましたので許可要件は満たすものと思います。</p> <p>なお、この農地については、今後も事業所に使用させるのであれば5条申請で転用許可を得るよう合わせて指導したところです。</p> <p>受人は、譲り受け後農地を耕作すること、違反転用の農地以外は農地法第3条第2項各号に該当しないこと、是正を終えていることから申請を受理いたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>議長 申請番号1番について、地区担当の坂本委員からご意見があればお願いします。</p> <p>坂本委員 特にありません。</p> <p>議長 それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p> <p>議長 無いようなので採決に移ります。 第12号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p> <p>議長 全員賛成ということで、第12号議案1番については原案のとおり許可といたします。 続きまして、2番の説明を事務局からお願いします。</p> <p>事務局 申請番号2番についてご説明します。申請地は新宿地内にあります〇〇の北西に広がる農地です。詳しくは議案書6ページの位置図、7ページの案内図をご覧ください。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>受人は申請地を購入し、今年は土づくりを行い、来年からショウガとサツマイモの栽培を行う計画での申請となります。法人が農地を所有するためには農地法第2条第3項第1号から第3号に掲げる要件を満たしている必要がありますが、受人はこの要件を満たしております。</p> <p>なお、本申請は、(株)〇〇の営農型太陽光発電設備の設置計画に係るもので、本庄農林振興センターとの協議の中で、3条の地上権設定と5条営農型太陽光発電設備設置の一時転用申請の前に、所有権が移転されている必要があるとされたことから本申請に及んだところです。</p> <p>この営農型太陽光の計画が実現すれば、受人は発電設備の下部で栽培を行うこととなりますが、もし営農型太陽光が実現できなかつたとしても、受人は計画どおりショウガとサツマイモの栽培を行うということで誓約書が提出されております。</p> <p>申請地についてですが、現地調査をしたところ、伐採した樹木が大量に山積されており、近隣の方から(株)〇〇が運び込んでいるとの話を伺ったため(株)〇〇に確認したところ、これが事実であることが判明しました。</p> <p>本案件は営農型太陽光を念頭に置いた案件でありますので、(株)〇〇に対し指導を行ったところ、今月中にすべて片付けると約束していただきました。</p> <p>受人は購入後農地を耕作すること、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、(株)〇〇による違反の是正を条件に申請を受理いたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	説明が終わりましたが、地区担当の長谷川委員からご意見があればお願いします。
	長谷川委員	特にありません。
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	佐藤推進委員	この案件は昨年10月に同じ申請があつて、農林の指導で5条と同時に出すようにとの指導で取り下げられたと思うのですが、違いますか。
	事務局	おっしゃる通り、営農型太陽光を前提とした一連の案件ですので、昨年の時点では3条の売買と地上権設定、5条一時転用の3案件を同時に出すよう県に指導されておりましたが、その後の協議の中で、先に3条の売買を済ませないと3条地上権設定と5条申請の申請者は誰になるのか、申請者と登記上の名義が不一致になってしまうということで、まず今回の3条申請に及んだところです。
	佐藤推進委員	では、これが許可されれば次の段階として地上権と太陽光の設置が申請されるということですね。
	事務局	はい。その通りです。
	秋山推進委員	営農型太陽光というのは高い位置に設置されると思いますが、周辺住民への対応というか高さの規制などはあるのですか。苦情や被害があったときの対応はどうなるのですか。
	事務局	<p>営農型太陽光ではパネルの下で作業をすることになりますので、概ね2メートル以上の高さが必要となりますが、この設置に関しては現在農林振興センターと協議を進めているところでございます。</p> <p>また、この規模の太陽光を設置する際は、町のガイドラインに則って周辺住民への説明会を開き同意を得るようお願いしております。同意が得られなかった場合ですが、同意は許可の要件とはなっておりませんので、転用許可基準をクリアしていれば設置自体は許可されるのではないかと思います。</p>
	中井委員	この案件は面積がかなり大きいですが、受人の支払い能力は担保されているのでしょうか。実は今私が相談を受けている中で、3年程前に許可された案件で地代の支払いが滞り裁判になりそうな案件があるので心配なのですが。

会議事項	発言者	顛末
	事務局	資金の準備はできていて、許可が下り次第一括で支払うと伺っております。
	10 高橋推進委員	神川で営農型太陽光をやっているところは今までにありますか。
	事務局	町内には営農型太陽光はありません。
	10 高橋推進委員	営農型太陽光での収穫量の減少は何もない場合と比べてどのくらいまで認められるのですか。また、収穫量が基準に満たない場合はどう対応するのですか。
	事務局	原則として2割減までですので、8割の収穫量が必要です。営農型太陽光は3年間の一時転用として、毎年報告書を提出することになっております。収穫量が基準を満たさない場合は、営農指導を受けるなど改善が必要ですが、指導に従わない場合など適切な営農が見込めない場合は延長が認められず撤去となります。
	10 高橋推進委員	パネルの下でサツマイモを作るのですか。できないのではないのでしょうか。
	事務局	計画ではサツマイモとショウガを栽培するものとなっております。現在協議中ではありますが、設置するパネルは隙間の多い設計になっておりまして、(株)〇〇の取引先の会社がパネル下部での営農試験を行っているらしく、実証データなども提出いただいているところです。この辺に関しましては、5条申請が出された際にご審議いただきたいと思います。
	佐藤推進委員	次の3条と5条の申請はいつ頃になりそうか見込みはありますか。

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第13号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	事務局	<p>これまで1年くらい協議を続けてきておりますが、まだ2～3か月はかかるのではないかと見込んでおります。農林振興センターの話では郡市内の営農型太陽光はあまり良い状況でないらしく慎重に対応するとのこと。また、営農計画では今年は土づくりとなっておりますので、県の担当もじっくり協議するスタンスで臨んでいるようですので、そんなにすぐとはいかないと思います。</p> <p>[一同が営農型太陽光について議論]</p>
	佐藤推進委員	<p>営農型太陽光を審査する際はぜひ詳しい説明資料を用意してください。</p>
	事務局	<p>承知しました。</p>
	議長	<p>それでは採決に移りたいと思います。</p> <p>第12号議案2番について、是正が確認できましたら原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第12号議案2番については是正が確認でき次第許可といたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3に移ります。</p> <p>第13号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分） を議題とします。</p> <p>事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書の9ページをご覧ください。1番についてご説明いたします。</p> <p>申請地につきましては、新里の〇〇地区にある農地です。詳しくは議案書12ページの位置図、13ページの案内図をご覧ください。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>申請地については、古い家屋が建っておりましたが、これを取り壊し是正が完了しております。</p> <p>申請地は住宅が密集する集落の一角にありますが、その周辺は整備された優良な農地が広がっていることから第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は原則許可できませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであり、農地法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するため、許可相当となるものと思われま。</p> <p>譲受人は会社員で、現在は譲渡人である父親と同居しておりますが、親からの独立を考え、父親の土地を譲り受けて自己用住宅を建設する計画での申請となります。計画の詳細については、14ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われることから申請を受理しました。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	萩原委員	特にありません。
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第13号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第13号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続きまして、2番から4番は砂利採取に係る一連の案件でございますので、事務局は一括して説明を</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>お願いします。</p> <p>申請番号2番から4番についてご説明いたします。申請地につきましては、肥土地区の〇〇周辺に広がる農振農用地区域の一角にある青地の農地です。詳しくは議案書15ページの位置図、16ページの詳細図をご覧ください。</p> <p>一時転用にかかる農地の面積は、合計で〇〇㎡となりますが、一体利用する宅地や道路・水路の占用部分を含めた計画全体の面積は〇〇㎡となっております。</p> <p>申請理由については、地権者から砂利採取の依頼があったこと、対象地は以前に砂利採取した用地に隣接しており、良質な砂利が採取できると見込めることから申請に及んだところです。</p> <p>計画の全容については17ページの土地利用計画図と、別添の詳細図をご確認ください。</p> <p>申請にあたり、土地の利用や道路・水路の占有等について関係機関と調整済みであり、提出された事業計画や資金計画等の書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われることから申請を受理しました。</p>
	議長	申請番号2番から4番について、地区担当委員からご意見があればお願いします。
	高橋推進委員	特にありません。
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第13号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第3 第14号議案 神川町農業振興地域整備 計画の変更について	議長	<p>全員賛成ということで、第13号議案2番から4番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議長	<p>次の第14号議案に入る前に、10分間の休憩といたします。</p> <p>[休 憩]</p>
	議長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>日程第3 第14号議案 神川町農業振興地域整備計画の変更について を議題といたします。</p> <p>別冊の資料をご覧くださいと思います。</p> <p>では、案件1番について、事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>1番についてご説明いたします。申出地、申出者等につきましては資料に記載のとおりです。</p> <p>申出地の詳細につきましては、5ページの位置図をご覧くださいなのですが、〇〇の東側にありました〇〇の跡地に隣接する農地でございます。</p> <p>本案件は、(株)〇〇〇による店舗建設を目的としたものとなります。同社は〇〇地内に店舗を構えておりますが、手狭であることから拡張を検討しましたが、周辺の状況により拡張が困難であることから、今回の申出地に新たに建設する計画となりました。</p> <p>農振上の扱いとしましては、既存敷地の拡張となります。〇〇跡地部分については既に除外・転用がされているため、位置図で黒塗りしてあります農地〇〇㎡をご審議いただきたいと思います。</p> <p>申出地の所有者についてですが、本年3月に亡くなられ長男が相続する予定でして、事業への了承はいただいております。また、隣接地所有者、耕作者についても本計画の同意を得ております。</p> <p>参考までに、こちらは神川東部土地改良区で平成7年度に工事を実施した区域内の農地でございます。</p> <p>1番の概要については以上でございます。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	地区担当の高田委員からご意見があればお願いします。
	高田委員	特にありません
	議 長	それでは質疑に入りたいと思います。 ただいまの説明について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	佐藤推進委員	農振が除外されれば転用となると思うのですが、この案件は転用の要件も満たしているのですか。
	事務局	除外の申請を受け付ける前に本庄農林ともよく確認や調整を行い、許可見込みがあるもののみ受付しております。
	佐藤推進委員	許可の基準は既存施設の拡張だと思うのですが、これは施設が無くても認められるのですか。
	事務局	その辺についても本庄農林に確認していただいたのですが、県内で同様の案件で許可された事例があるそうですので、敷地の拡張でも問題ないとのことですよ。
	議 長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第14号議案1番について、賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議 長	全員賛成ということで、第14号議案1番については原案のとおり異議なしといたします。 続いて2番について、事務局は説明をお願いします。

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>案件 2 番についてご説明いたします。申出地、申出者等につきましては資料に記載のとおりです。</p> <p>計画者の〇〇様は令和 2 年にご結婚され、現在は町内のアパートに夫婦で暮らしていますが、町内に家を建てて暮らしたいと考え、母親に相談したところ申出地を勧められ選定に至りました。</p> <p>申出地は母親である〇〇様の所有地で、非農家の分家住宅の建設ということですので、農振上の用途要件を満たしております。</p> <p>こちらは神川東部土地改良区で昭和 6 0 年に工事を実施した区域内にございまして、隣接地所有者、耕作者についても本計画の同意を得ております。</p> <p>また、申出者や母親が所有する他の土地につきましても、聞き取り確認等をしたところ、転用可能な白地や宅地等は所有しておりませんでした。</p> <p>この本案件は〇〇㎡のうち〇〇㎡を分筆しまして、平屋建ての分家住宅を建設する計画となっております。2 番の概要については以上でございます。</p>
	議 長	<p>地区担当の松本委員からご意見があればお願いします。</p>
	松本委員	<p>この申出地には麦が植えられ、きれいに管理されております。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p>
		<p>ただいまの説明について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
		<p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p>
		<p>案件 2 番について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
		<p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、案件 2 番については原案のとおり異議なしといたします。</p>
		<p>続いて案件 3 番について、事務局は説明をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>案件3番についてご説明いたします。申出地、申出者等につきましては資料に記載のとおりです。</p> <p>申出地の詳細についてですが、15ページをご覧ください。ご覧のように計画者である〇〇のすぐ近くの農地なのですが、経緯といたしましては平成11年から本年4月まで計画者が使っていた駐車場があったのですが、土地所有者様と料金面で折り合いがつかず、契約を延長できずに返却となりました。そのような状況の中、理事長の〇〇様が所有する農地がすぐ近くにあることから新たな駐車場用地として申請に至ったところです。</p> <p>この駐車場については、近傍に事業所があることから農振上の用途要件に合致しております。</p> <p>こちらは平成元年の土地改良の区域内にございまして、隣接地所有者、耕作者についても本計画の同意を得ております。</p> <p>また、計画者や関係者が所有する他の土地につきましても聞き取り確認等をしたところ、転用可能な白地や宅地等は所有しておりませんでした。</p> <p>最後になりますが、〇〇は町との契約で災害時の避難所として指定されるなど、地域に貢献していただいておりますが、現状として施設利用者用の駐車場が無い状況となっており、町といたしましても、このような状況は避けなければならないと考えているところでございます。</p> <p>3番の概要については以上でございます。</p>
	議長	<p>地区担当の高宮委員は本日欠席ですが、意見は特に無いと伺っております。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>ただいまの説明について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	坂本委員	<p>この案件に限らないのですが、土地改良の受益地は国営の灌漑排水事業の関係で開発の制限があったと思うのですが、これは大丈夫なのですか。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	平成16年から平成24年まで行った灌漑排水事業の8年間の縛りについては、今年の3月末で解除されまして、規制緩和といたしますが、通常の除外要件に戻っておりますので、駐車場でも除外は可能となっております。
	中井委員	縛りが無くなったということですが、青地白地の見直しは無いのですか。
	事務局	以前は定期的な見直しがありましたが、現在は特に見直しは行っていません。
	佐藤推進委員	今回の駐車場は今までの半分くらいしか面積がありませんが、これで大丈夫なのですか。
	事務局	計画者の話では大丈夫とのことですよ。
	中井委員	住宅は500㎡までとか、1番の案件では二分の一とか基準がありますが、この案件では面積の上限はあるのですか。
	事務局	<p>転用ということでお答えしますと、一般住宅は500㎡までという基準がありますが、この面積までなら良いという訳ではなく、必要最小限の面積でということになります。案件としては少ないと思いますが、家族の人数がかなり多い場合など、条件によっては500㎡を超えるものが認められることもあるようですので、あくまで一つの目安となります。</p> <p>先ほどの1番の案件については敷地の拡張ですので、既存面積の二分の一までが許可要件となりますが、3番の案件では特に面積に関する基準はありませんので、駐車台数など計画に応じて必要最小限の面積で転用が認められますものとなります。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第15号議案 神川町新規就農青年育成 奨励金交付申請について</p>	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。 案件3番について、賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、案件3番については原案のとおり異議なしといたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第4に移ります。 第15号議案 神川町新規就農青年育成奨励金交付申請について を議題といたします。 事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>神川町新規就農青年育成奨励金は、新規就農した18歳以上45歳未満の青年農業者を育成し、農業の活性化と経営の安定向上を図ることを目的とした奨励金です。 奨励金の交付にあたっては、町長は農業委員会の意見を聴すると交付要綱で規定されており、本案件はこれに基づく意見照会となりますので、営農部分についてご審議いただきたいと思います。 議案書20ページからの就農計画書をご覧ください。申請者は小浜地区にお住いの〇〇様です。 平成30年6月から令和2年3月まで、〇〇町の〇〇〇での実務研修を経て令和2年4月に新規就農しまして、両親とともにキュウリやナスの施設野菜を栽培するというものです。就農規模や所得目標などについては、計画書に記載のとおりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>ただいまの説明で、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>無いようなので採決に移ります。 第15号議案 神川町新規就農青年育成奨励金交付申請について、賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第15号議案については原案のとおり異議なしといたします。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会	議 長	以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 慎重審議ありがとうございました。